



令和8年度 大津市立坂本小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

児童（生徒）が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。

そこで、本校では、教育目標に「**心豊かにたくましく**」を掲げ、

- ① **さいごまで やりぬく子**
 - ・自他を敬愛し、夢に向かって粘り強く努力できる子どもを育てる
- ② **からだを きたえる子**
 - ・生命を尊び、進んで身体を鍛える子どもを育てる
- ③ **もとめて 学ぶ子**
 - ・基礎基本を身につけ、自ら学ぶ子どもを育てる
- ④ **ともを 大切にする子**
 - ・ルールを守り、共に伸びようとする子どもを育てる

を目指し取り組んでいるところです。

しかし、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。それゆえ、いじめ問題への対応は、学校を含む社会全体の最重要課題となっています。

2011年（平成23年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、坂本小学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、坂本小学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを

進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

1	いじめ問題に関する基本的な考え方	2
	(1) いじめの未然防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめへの対処	
2	「いじめ対策委員会」の設置	8
	(1) 役割	
	(2) 構成員	
	(3) 関係する校内委員会等との連携	
	(4) いじめ事案対応フロー図	
3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	10
	(1) 基本方針、年間計画の見直し	
	(2) 基本方針、年間計画の公開・説明	
4	いじめ防止等に向けた年間計画	10
5	その他（資料等）	12

I いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての児童が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中

で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切に、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	・児童会が主体となり、1学期の児童総会でみんなが居心地のよい学校を作ろうとする意識を高める。 ・各委員会で、みんなが気持ちよく学校生活を過ごせるようにするための取組（あいさつ運動、美化活動等）を積極的に推進し、いじめのない学校をめざす。
35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	・子どもたち一人ひとりにとって居心地がよく温かな学級づくりのために、学級で話し合いを行い、学級目標を設定する。（学年に応じて、学年目標の設定も同様に行う。）学級目標設定後は、定期的に学級や個別でふり返しを行い、子どもたち一人ひとりが自分にできることを考える。

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	・参観日に道徳の授業公開を年1回行い、何がいじめにあたるのかを理解するとともに、いじめは人権侵害や犯罪行為であり、人の尊厳を踏みにじる行為であること、人のかけがえのない生命を奪う可能性のある行為であり、どのような理由があっても許されないことを理解できるような発達段階に応じた道徳教育の推進を図る。
37	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	・学年の発達段階に応じて、インターネットを利用するときのマナー等、情報モラル教育に取り組むと共に、保護者への啓発を行う。またインターネット上の嫌がらせもいじめであり決して許されないことを理解し、上手にインターネットを利用するため、専門家や通信事業者等を講師に招いた授業を実施する。
38	相談することの大切さに関する啓発	・誰でも様々な悩みを抱えていることや、悩んだ時にはいつでも悩みを話したり、聞いてもらえたりする場があることを学校生活の中で子どもたちに伝える。悩み等がある場合、学校の教職員や保護者、地域の方、友だちなど自分の身近な人に相談するよ

		うに伝える。伝える以外にもアンケートやこころの健康観察など相談できる場を広げる。
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	・参観日に道徳の授業公開を年1回行い、道徳教育の推進を図る。 ・様々な行事等を通して、一人ひとりのよさや頑張りを認め、互いを尊重する心を育てる。
40	自他ともに認め合う人権教育の推進	・12月に人権教育週間を設定し、ポスターや標語などを作成して校内に掲示し、人権意識を高める教育を推進する。 ・学習の中で、協働的な学びの場を設定し、お互いが認め合える支持的な学級集団作りに努める。 ・全校の子どもたちが目にすることで、人権意識を高めることができるよう委員会などでポスターを作成する。
41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	・坂本小が推進する「坂本スタンダード」を通して、全職員共通で同じ方向で授業作りを行う。 ・日々の授業や教育活動全体を通し、話し合い活動を取り入れ、子どもたち一人ひとりの存在や意見が尊重される学級、集団作りを進め、自己肯定感を高める。
42	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	・学年、学級の枠を越えて仲間と交流するため、年間を通してのたてわり班での活動を行い、思いやりや憧れの心を育てる。 ・様々な行事や委員会活動、クラブ活動等を通して、高学年のリーダーシップを育み、低学年の子どもが安心して学校生活を送れるようにする。

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	・いじめ対策基本方針を、年度当初に全教員に説明する。ホームページやスクールガイド等で家庭にも周知を行う。担当教員は学校だより等で周知する。
44	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	・生徒指導便りやホームページ、懇談会等を通して、保護者、地域の方に子ども支援コーディネーター等の学校の相談先を周知することを通じ、保護者や地域の方がいじめやその他の子どもの課題を発見した際に、学校に情報提供していただける関係づくりに努める。また保護者には、入学説明会等での紹介や学校だより等への掲載等を通じ、積極的に相談の呼びかけを行う。

45	いじめ対策に関する校内研修の実施	・年度当初にいじめ防止等のための対策の基本的な考え方や、学校におけるいじめ事案への対応の流れ、その年度に具体的にどのように実施するかという取組目標や年間計画について共通理解を図る。 ・年に2回以上、いじめ問題にかかわる校内研修会を持つ。初回はいじめ防止啓発月間が始まる前に行う。
46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	・子ども支援コーディネーターや教務部の教員が中心となり、いじめ対策委員会等で適切な指導・助言を行う。 ・いじめの早期発見のための校内体制の充実を図る。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高める必要があります。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、児童または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	・いじめ等の子どもの悩みを早期に発見することを目的とし、月に1回アンケート調査を実施する。 ・アンケート調査結果は担任だけでなく必ず複数の教員で確認することとし、少しでも気になる点があった場合は、その日に子どもへの

		聴き取りなどを通じて、子どもの悩みの把握と適切な支援につなげる。
48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	・いじめ等の子どもの悩みを早期に把握するため、子どもと担任等の教員が個別面談を行う教育相談期間を学期に1回程度設ける。 ・スクールカウンセラーと児童、保護者の教育相談を必要に応じて随時行う。
49	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	・学習時間には子ども支援コーディネーターを中心に、生徒指導主任、児童支援加配が随時校内を巡回したり、休み時間には運動場や校内の見守りしたりする。特にいじめ事案の増加する傾向のある5～6月、10～11月は人数を増やすなど、強化して取り組む。
50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	・些細なことでも気になったことは積極的に家庭連絡や家庭訪問を行い、学校や家庭での子どもの状況や様子を共有する。また、日頃からトラブルが起きた時だけでなく、児童の頑張りを伝えることにも努め、保護者とのコミュニケーションを充実させることで、普段からの関係づくりを大切にする。
60	「こころの健康観察」の実施	いじめ、不登校等の子どもが抱える課題の早期発見から早期対応につなぐため、4年生～6年生を対象に校支援学習帳アプリを活用した「こころの健康観察」を実施する。気になる子どもが入力した「今日の気持ち」の入力状況から、対象の子どもを注意して観察するなど、早期対応に努める。「SOS」を発信している場合は、その日のうちに話を聞くなど、「SOS」を発信した子どもに対してアプローチする。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	・教職員がいじめの疑いを把握した場合は、必ず子ども支援コーディネーターに報告し、子ども支援コーディネーターは情報を集約し、教務部や管理職と情報を共有する。 ・いじめの疑いの段階で、情報を子ども支援コーディネーター等集約することを徹底し、各教職員がいじめに関する情報を抱え込んでしまうことを防ぎ、早期に組織的かつ適切な支援につなげる。
52	いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報	・いじめの疑い事案については、いじめ対策委員会を開催し、組織的に情報共有・対応方針の検討を行った上で、翌課業日中に教育委員会に事案概要を報告する。
53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	・毎週の打ち合わせや職員会議で、児童の気になる様子などを全教職員に知らせ、情報の共有を図る。 ・小中連絡会、保幼小連絡会等で、情報の共有を図る。

③ その他（学校独自の取組）

取組目標
・毎朝、登校時校門や下駄箱で、児童にあいさつや声かけをしながら、遅刻や欠席の児童を把握する。家庭からの連絡がない児童に対しては、電話連絡や家庭訪問などをして早期に対応する。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童や相談のあった児童の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まらないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対応を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対応のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対応できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	・いじめ対策委員会で、いじめ事案についての正確な情報の共有を図り、その後の対応を検討し、事案の収束につながるよう組織的な対応を図る。 ・事案に応じて、スクールカウンセラーや外部専門家の参加を求め、事案の早期解決を図る。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	・被害児童の気持ちに寄り添いながら、聞き取りを行うと共に、アンケートの実施などで正確な事実の確認を行い、必要に応じてスクールカウンセラーなどの専門家と連携して支援する。 ・加害児童への指導を家庭と連携して行うと共に、必要に応じて

		関係機関等と連携を図る。
c	ネット上のいじめへの対応	・書き込み内容を証拠として保存し、正確な事実確認を行い、家庭と連携して加害児童への指導を行う。 ・事案によっては警察等の専門的な機関と連携を図り、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図る。
d	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	・保護者に寄り添いながら、教育委員会や外部専門家と連携し、アンケート調査を実施する。 ・調査に当たっては被害の子どもやいじめに係る情報を提供してくれた子どもを守ることを最優先に対応を行う。
e	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	いじめ事案に関する情報が記載された文書については、公文書として適切な管理及び保存（5年保存）を徹底する。
f	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	被害児童、加害児童の保護者への連絡を速やかに行い、事実の確認や指導内容、今後の対応について情報を共有する。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) PDCAサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

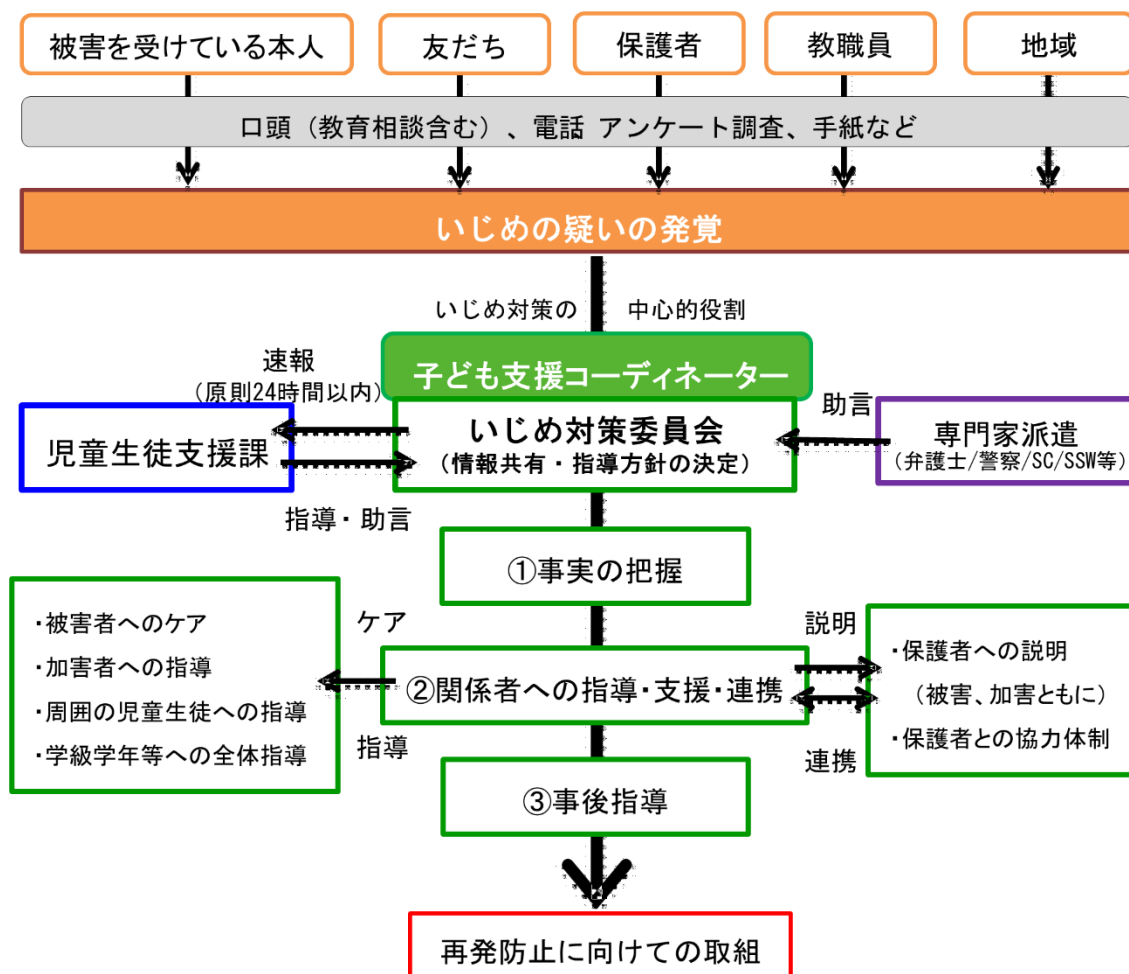
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官OB）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



(2) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者となります。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取り組み	備 考
4	職員会議<児童生徒理解> (①・②・③) 家庭訪問 (④) 子どもを語る時間 (①) ミニアンケート (②) 学級目標づくり (①)	
5	職員会議<児童生徒理解> (①・②) 個人カルテの作成 (①) PTA総会【書面開催】<いじめ問題に関する取り組み説明> (①・②) ミニアンケート (②) 日吉学区教育総合推進会議 (①・④) 児童館職員との懇談会 (①・②・④) 小中連絡会議 (①・④) いじめに関する研修会 (①・②・③・④)	
6	職員会議<児童生徒理解> (①・②) 教育相談 (②・③) いじめ防止啓発月間の取り組み (①・②・④) 児童総会 (①) 学校運営協議会及び拡大いじめ対策委員会 (④) 日吉学区教育総合推進会議 (①・④) 友だちアンケート (②) 保幼小連絡会議 (①・④) 地区別懇談会 (④)	・ 児童会を中心にした取り組みの実施
7	職員会議<児童生徒理解> (①・②) スマイルアンケート (②) 児童館・児童クラブ職員との懇談 (①・②・④) 保幼小交流 (①) スクールガード研修会 (④) 保護者懇談会 (④)	
8	いじめ問題に関する校内研修会 (①・②・③・④) 職員会議<児童生徒理解> (①・②・③) 日吉学力推進会議 (①・④)	・ 前年度のいじめ事案をもとにした研修

9	職員会議<児童生徒理解> (①・②) 民生委員児童委員との懇談会及び拡大いじめ対策委員会 (④) ミニアンケート (②)	
10	職員会議<児童生徒理解> (①・②) 教育相談 (②・③) いじめ防止啓発月間の取り組み (①・②・④) 友だちアンケート (②) 日吉学区教育総合推進会議 (①・④) 児童館職員との懇談会 (①・②・④)	・児童会を中心にした取り組みの実施
11	職員会議<児童生徒理解> (①・②) 個人カルテの見直し (①) 子どもを語る時間 (①) 学校協力者会議及び拡大いじめ対策委員会 (④) 保幼小交流 (①・④) ミニアンケート (②)	
12	職員会議<児童生徒理解> (①・②) 保護者懇談会 (④) 児童館職員との懇談会 (①・②・④) スマイルアンケート (②) 人権週間の取り組み (①)	
1	職員会議<児童生徒理解> (①・②・③) 保幼小交流 (①・④) ミニアンケート (②)	
2	職員会議<児童生徒理解> (①・②) 教育相談 (②・③) 学校運営協議会及び拡大いじめ対策委員会 (④) 友だちアンケート (②) 小中連絡会議 (①・④) 個人カルテの見直し (①) 日吉学区教育総合推進会議 (①・④)	
3	職員会議<児童生徒理解> (①・②) ミニアンケート (②) 保護者懇談会 (④) 6年生を送る週間の取り組み (①)	
年間を通じて	校舎や通学路の巡回 (①・②・③) 休み時間の校舎・運動場の巡回 (①・②・③) 朝のあいさつ運動 (①・②) くつそろえの取り組み (①・②) 放課後の教室チェック (②) いじめ対策委員会 (①・②・③) 「ほっとポスト」の設置 (①・②・③) 朝の校内放送 (①) 生徒指導便り「心をかたちに」の発行 (①) スクールガードや子ども安全リーダーの方々との情報交換会 (④)	

※いじめの未然防止に関すること…① いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③ いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

5. その他(資料等) 児童用アンケート(例)

ともだちアンケート (R7. 6/16)

ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前

さいきん 最近をふり返って、かえ 自分やともだちのことをかんが 考えてみましょう。

[1] 学校は楽しいですか？

1 たの 楽しい 2 すこ 少 しの たの 楽しい 3 あまり たの 楽しくない 4 たの 楽しくない



[2] 今、こまったり、いやな思いをしたりしていることについて教えてください。

① からかわれたり、わるぐち 悪口やいやなことをい 言われたりしている。 【 はい いいえ 】

② なかま 仲間はすれや、む し 無視されている。 【 はい いいえ 】

③ じぶん 自分のも の かね 金をとられている。 【 はい いいえ 】

④ もの 物をかくされたり、こわされたりしている。 【 はい いいえ 】

⑤ いやなことや きけん 危険なことをされたり、させられたりしている。 【 はい いいえ 】

⑥ パソコンやスマホ、ゲームなどでいやなことをか 書かれたり、い 言われたりしている。
【 はい いいえ 】

⑦ 人に からだ 体をさわられて、き も 気持ちになったことはありますか。
【 はい いいえ 】

[3] 人からいやなことをされたときに、そうだん 相談できる人はいますか。 【 はい いいえ 】

[4] とも 友だちがこまったりなやんだりしていませんか。し 知っているひと おし 教えてください。